

岐阜県公報

第 千 九 百 五 号
平成十九年十二月十八日

(火曜日)

目 次

告 示

救急医療施設の辞退
保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更
道路の供用開始

(医療整備課) 八六三
(治山課) 八六四
(道路維持課) 八六四
(同) 八六四

公 示

落札者等に関する公示
落札者等に関する公示
指定自立支援医療機関の指定
県営土地改良事業の換地計画の決定
岐阜県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(防 災 課) 八六五
(市 町 村 課) 八六五
(保健医療課) 八六五
(農地計画課) 八六六
(畜 産 課) 八六六
(都 市 政 策 課) 八六六

告 示

岐阜県告示第七百三十一号

次の医療機関から救急医療施設を辞退する旨の通知を受けたので、救急医療施設取扱要綱(昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号)第四の規定により告示する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

医 療 機 関 名 所 在 地 辞 退 年 月 日

佐藤 外科 内科 岐阜市芥見堀田七番地 平成一九・一一・一五

岐阜県告示第七百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛騨温泉郷榑尾字夕シ六一五、六一六、六一七の一、字前平六一八の二から六一八の五七五まで、六一八の五九から六一八の六五まで、六一八の六七から六一八の七二まで、六一九の二から六一九の四一まで、六二〇から六二四まで、字山小瀬六二六から六三五まで、六三七、六三九、七一四の一、七三六、字上ノ平八九九の一、

八九九の二、九〇〇の一、九〇〇の二、九〇一、九〇二の一、九〇二の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
山	山東線	揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字大正新田一八二〇番五地先から	同郡同町同字築下八七五番地先まで	前 六・二 二四・二	後 二・〇 二五・〇	八九・〇	

岐阜県告示七百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始の期日	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町入間字枇杷島三二〇四番の三地先から	同市同町同字嵐三二〇四番の一地先まで	三七・〇	平成一九二二・一六	平成一九二二・三〇

岐阜県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
				前 ル	後 ル		

一般国道	四百七十一号	高山市奥飛騨温泉郷一重ケ根字大首二〇三番八地先から	同市同地先まで	二〇四番三二	前	後	六・八 一〇・九	六・一 一・七	190.5
------	--------	---------------------------	---------	--------	---	---	-------------	------------	-------

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 地震体験車 1台
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成19年10月19日
 - 4 落札者を決定した日 平成19年11月29日
 - 5 落札者の住所及び氏名 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町13番地10
菱相自動車工業株式会社
代表取締役 矢口 滋
 - 6 落札金額 19,950,000円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県防災課
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号
- 落札者等に関する公示
- 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機等 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成19年10月5日
- 4 落札者を決定した日 平成19年11月16日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号
NECサービス株式会社
中部支社長 館川 恒夫
- 6 落札金額 202,204,800円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部市町村課
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

自立支援医療機関の指定

岐阜県自立支援医療法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	指 月 日 定
医療法人 小林 医院	揖斐郡揖斐川町黒田四三九	内科	精神通院	平成一九・一・一
はしもと内科	岐阜市岩地 一 二 八	内科・小児科	精神通院	平成一九・三・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 月 日
河合薬局	各務原市蘇原早苗町二二	精神通院	平成一九・二・一
ひだ薬局 若宮店	飛騨市古川町若宮一七三六	精神通院	同
シトラス薬局 笠松店	羽島郡笠松町美笠通三二二一四	精神通院	同
コメノ薬局	羽島郡笠松町米野二四一	精神通院	同
大林調剤薬局 桐生店	高山市桐生町五一八七一	精神通院	同
ハロー薬局 白川店	加茂郡白川町坂ノ東字御堂前五七七九一	精神通院	同
いるか調剤薬局	関市北福野一〇一〇	精神通院	同
みずほ薬局	各務原市蘇原瑞穂三七六一	精神通院	同
コスモス薬局 揖斐店	揖斐郡揖斐川町上三野野々宮七三三三	精神通院	平成一九・三・一
下礪調剤薬局	揖斐郡大野町大字下礪四九九	精神通院	同
澤田調剤薬局	土岐市妻木町一四一九一	精神通院	同

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業南飛騨秋原地区フラビノ工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成十九年十二月十八日から平成二十年一月二十四日まで
二 縦覧場所
下呂市役所秋原庁舎前掲示場

岐阜県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十一条第一項の規定により、岐阜県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を公表する。

なお、その計画は、岐阜県農政部畜産課及び各家畜保健衛生所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県における獣医療をめぐる情勢

本県における獣医療は、畜産の発展、食の安全・安心の確保、動物の保健衛生の向上、人と動物の共通感染症の防圧、動物愛護思想の普及・浸透、公衆衛生の向上などにおいて大きな成果をなしてきたところであるが、近年の獣医療を取り巻く状況は、社会情勢の変化とともに大きく変貌してきている。

畜産については、「ぎふ農業・農村振興ビジョン」を策定し、「安全・安心・健康な畜産物の安定供給」と「畜産農家の健全な発展」を推進しているところであり、このような状況の中で、獣医師に対しては従来の個体診療はもとより、経営全般にわたる農家指導、消費者の健康志向に対応した畜産物の生産対策等、獣医学的見地に立った幅広い獣医療の提供が求められるとともに、高病原性鳥インフルエンザ対策等、緊急時を想定した組織的な家畜防疫体制の確立が求められている。

また、小動物では動物愛護や自然環境保全の思想の普及等に伴い、より高度な診療技術の提供と保健衛生指導等が求められている。

このような状況に対処し今後の当県における獣医療をめぐる諸条件の整備を図り、もって畜産の振興と県民生活の向上に資するため、平成22年度を目標とする本計画を策定する。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

<p>1 診療施設・主要診療機器の現状</p> <p>(1) 診療施設 個人施設のほか、市町村及び農業共済事務組合等により獣医師が確保されている。</p> <p>(2) 主要な診療機器 診療の効率化、高度集団管理衛生対策等に対応できる血液生化学分析装置、酵素抗体測定装置、遺伝子診断器等は家畜保健衛生所等の指導機関を中心に整備されている。</p> <p>2 診療施設の整備に関する目標</p> <p>産業動物診療施設の整備については、獣医療関連施設相互の連携を図りつつ、各々の診療施設の機能が十分に発揮し得るよう施設・機器等の整備を促進する。</p> <p>(1) 開設主体ごとの診療施設の整備目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人、共済（共済連を除く）、農協（全農岐阜県本部を除く）、その他の団体、市町村 適切な獣医療を提供するために必要な施設、機器等の整備 ・共済連、全農岐阜県本部 中核施設として、専門的な指導・診療を行うための施設、機器等の整備及びその効率的な活用 ・家畜保健衛生所 地域の中核的機関として病性鑑定機能の強化、検査能率の向上等に必要施設、機器の整備及びその効率的な活用 <p>(2) 地域ごとの診療施設の整備目標 関係診療施設が連携を図りながら、各地域の獣医療の需要に対応できるよう整備を促進する。</p> <p>第2 獣医師の確保に関する目標</p> <p>1 獣医師の確保目標 平成22年度においても、現在の水準の産業動物獣医師を確保する。</p> <p>2 獣医師の確保対策 安全・安心な畜産物の安定的な生産・供給を行うには、産業動物診療獣医師による適切な獣医療の提供が不可欠であるため、関係団体と連携して産業動物分野への就業を促進するとともに、今後とも増加が見込まれる女性獣医師が働きやすい職場</p>	<p>環境づくり及び産業動物診療に必要な技術の習得の機会の提供等、獣医師をとりまく社会環境の整備と計画的な人材の養成等の確保対策を促進する。</p> <p>第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域 産業動物分野における診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取組が必要と見込まれる地域として、家畜保健衛生所単位に県内全市町村を含む5地域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）を整備が必要な地域として指定する。</p> <p>第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針 産業動物に係る効率的な診療体制の整備を図るため、獣医療関連施設が有する機能及び業務の有機的な連携を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜保健衛生所は地域防疫活動の拠点として、市町村、関係団体、個人開業獣医師等の協力のもと、関係者が一体となった組織的な家畜防疫体制の確立を図る。 ・診療の的確化及び効率化を推進するため、個々の診療施設における機器の整備と併せて、特殊施設・機器が整備されている家畜保健衛生所及び特定の畜種を主体に獣医療の提供を行っている診療施設等との連携を強化する。 ・獣医療関連機関の連携を強化し、獣医療情報の交換システムの整備・組織化に努める。 <p>第5 農場単位での集団管理衛生技術に対応するため、特殊な機器や施設を必要とする技術については家畜保健衛生所、関係検査機関等との業務の連携を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無獣医地域が発生する場合には、近隣の診療施設又は公的機関による補完的な診療体制を整備することにより、適切な獣医療の確保に努める。 <p>第6 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項 今後ますます高度化、多様化する獣医療技術に対応するため県内の獣医学の専門機関と連携を図りながら、高度な知識技術の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業動物診療分野への新規就業者を対象とした臨床研修への参加を促進する。 ・産業動物分野における各種疾病の検査技術や臨床技術等の向上とその普及を図るとともに、小動物分野における高度診療技術の提供及び保健衛生指導の要請の増大に対応するため高度研修への参加を促進する。 ・高度化する診療技術に関する知識等を修得し、時代に即した獣医療を提供するため、生涯にわたり各種研修会への積極的な参加を促進する。 <p>第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項</p>
--	--

- ・飼育者における家畜の飼養衛生管理基準の遵守及び衛生知識あるいは動物愛護思想等の普及・啓発に努める。
- ・広報、パンフレット等を活用した飼育者への衛生知識の普及・啓発に努める。
- ・夜間・休日における診療体制の関係者間の合意形成を促進する。
- ・傷病野生鳥獣や災害発生時の飼育動物に対する獣医療ニーズに対応できる環境整備を推進する。
- ・地域社会の中での獣医療提供に関する関係機関との十分な連携、意見の収集、情報交換等を行う。

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
岐阜県高山市一之宮町の一部（大ナギ）
- 三 調査を行った期間
平成十五年度から平成十九年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県高山市（一之宮町の一部）の地籍図
岐阜県高山市（一之宮町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成十九年十二月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
恵那市
- 二 調査を行った地域
岐阜県恵那市山岡町大字原の一部（原（1））
- 三 調査を行った期間
平成十三年度から平成十九年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県恵那市（山岡町大字原の一部）の地籍図
岐阜県恵那市（山岡町大字原の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成十九年十二月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
土岐市
- 二 調査を行った地域
岐阜県土岐市泉町の一部（土岐市北部第3 1）
- 三 調査を行った期間
平成十四年度から平成十八年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県土岐市（泉町の一部）の地籍図
岐阜県土岐市（泉町の一部）の地籍簿

五 認 証 年 月 日
平 成 十 九 年 十 二 月 十 八 日

平成十九年十二月十八日印刷
平成十九年十二月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社